

議 第 43 号

令和 7 年 2 月 17 日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「707,000 円」を「715,000 円」に、「637,000 円」を「644,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

市長等の給料の改定が実施されることに伴い、企業管理者の給料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。